

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成29年5月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成29年6月16日

大阪府教育委員会

○条例案

- 1 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 2 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 3 職員の政治的行為の制限に関する条例及び府吏員退隠料等条例一部改正の件
- 4 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

知事から意見聴取があった議案一覧

○条例案

番号	件名	概要	備考
1	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	雇用保険法等の改正による失業等給付の見直しに伴い、所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 ・基本手当の給付日数の延長の対象に障害者等が追加されたことに伴い、当該延長の対象に該当する場合に、当該延長に係る基本手当に相当する金額を退職手当として支給することができることとする。 ・移転費の支給対象に、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する者が追加されたことに伴い、当該支給対象となる職員に対し、移転費に相当する金額を退職手当として支給することとする。 施行日：公布の日ほか	教育委員会を含む大阪府全体に関するもの
2	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	人事院規則の改正により、国家公務員の再度の育児休業をすること等ができる特別の事情として、保育の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われないことが明確化されたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 施行日：公布の日	教育委員会を含む大阪府全体に関するもの
3	職員の政治的行為の制限に関する条例及び府吏員退隠料等条例一部改正の件	教育公務員特例法施行令の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：公布の日	教育委員会を含む大阪府全体に関するもの
4	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。 施行日：公布の日	教育委員会所管条例 【5月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】

大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当) 第十条 (略)</p>	<p>(失業者の退職手当) 第十条 (略)</p>
<p>2 9 (略)</p>	<p>2 9 (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 当該者が次のいずれかに該当する場合</p>	
<p>イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p>	
<p>ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p>	
<p>11 17 (略)</p>	<p>11 17 (略)</p>
<p>三・四 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 55 (略)</p>	<p>1 55 (略)</p>
<p>(失業者の特例)</p>	
<p>56 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、か</p>	

第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相
つ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定す
る者として人事委員会規則で定める者
に指導基準に照らして再就職を促進するた
め該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準
に必要な職業安定法第四条第四項に規定する
に照らして再就職を促進するために必要な職
業指導を行うことが適当であると認めたと
も職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を
の（イに掲げる者を除く。）
行うことが適当であると認めたとする。

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当) 第十条 (略) 2 10 (略) 11 (略) 一 四 (略) 五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項 に規定する特定地方公共団体若しくは同法 第十八条の二に規定する職業紹介事業者の 紹介した職業に就くため、又は知事の指示し た雇用保険法第五十八条第一項に規定する 公共職業訓練等を受けるため、その住所又は 居所を変更する者 同項に規定する移転費</p>	<p>(失業者の退職手当) 第十条 (略) 2 10 (略) 11 (略) 一 四 (略) 五 公共職業安定所の紹介した職業に就くた め、又は知事の指示した雇用保険法第五十八 条第一項に規定する公共職業訓練等を受け るため、その住所又は居所を変更する者 同 項に規定する移転費</p>
12 17 (略)	12 17 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条及び附則第三項の
規定は平成三十年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後
の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十
九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第五十六項の規
定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条
例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、新条例第十条第一項第
二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同
項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十
六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日

数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が新条例の規定の適用の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号。以下「新職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は新職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が第二条の規定の施行の日以後である場合について適用する。

大阪府条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>七・八（略）</p>	<p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>七・八（略）</p>
<p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</p> <p>第四条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について著しい支障が生じることとなったこととする。</p>	<p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</p> <p>第四条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について著しい支障が生じることとなったこととする。</p>
<p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一―六（略）</p> <p>七 配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければならないこととする。</p>	<p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一―六（略）</p> <p>七 配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければならないこととなったこと。</p>

ればその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の政治的行為の制限に関する条例及び府吏員退隠料等条例の一部を改正する条例

(職員の政治的行為の制限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の政治的行為の制限に関する条例(平成二十五年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、職員(府の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。))のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第三十六条の規定の適用を受ける職員に限る。この条後段を除き、以下同じ。)に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定め、職員の政治的中立性を保障することにより、府の行政の公正な運営を確保し、府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。なお、府立学校の職員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十八条第一項(教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第九条第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける職員に限る。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員のうち法第三条第二項に規定する一般職に属するものについては、関係法令等の規定に基づき、適正に対処するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、職員(府の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。))のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第三十六条の規定の適用を受ける職員に限る。この条後段を除き、以下同じ。)に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定め、職員の政治的中立性を保障することにより、府の行政の公正な運営を確保し、府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。なお、府立学校の職員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十八条第一項(教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第十条第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける職員に限る。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員のうち法第三条第二項に規定する一般職に属するものについては、関係法令等の規定に基づき、適正に対処するものとする。</p>

(府吏員退隠料等条例の一部改正)

第二条 府吏員退隠料等条例(昭和九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条及教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第八条第一項二規定スル府立学校(旧制専門学校ヲ含ム)ノ学長、校長、部局長、教員(次項ニ規定スル講師及助教諭ヲ除ク)、助手及養護助教諭(次項ニ規定スル養護助教諭ヲ除ク)(以下教育職員ト云フ)但シ教育公務員特例法</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条及教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第九条第一項二規定スル府立学校(旧制専門学校ヲ含ム)ノ学長、校長、部局長、教員(次項ニ規定スル講師及助教諭ヲ除ク)、助手及養護助教諭(次項ニ規定スル養護助教諭ヲ除ク)(以下教育職員ト云フ)但シ教育公務員特例法</p>

附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク
四 (略)
本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師(以下準教育職員ト云フ)ヲ謂フ

附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク
四 (略)
本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師(以下準教育職員ト云フ)ヲ謂フ

附 則

この条例は、公布の日から施行する。